特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉野市は、後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	後期高齢者医療関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

岡山県玉野市長

公表日

令和7年5月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関連事務
②事務の概要	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、資格確認書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付及び前記事務に付随する事務等を行う。 　特定個人情報ファイルは、別表項番85に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に利用する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
・被保険者証年次更新ファイル ・送付先管理ファイル ・振込不能管理ファイル ・広域連合送付物PDFファイル（全申請書）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	玉野市（総務部総務課行政・統計係）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－5516

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	玉野市（市民生活部保険年金課）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－5528

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市（総務部総務課行政・統計係）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－5516	玉野市（市民生活部保険年金課保険年金係）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－55	事後	
平成30年5月14日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属	保険年金課長　杉本成司	保険年金課長　片山琢巳	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅰ　関連情報　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	玉野市（市民生活部保険年金課保険年金係）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－55	玉野市（市民生活部保険年金課）　玉野市宇野1丁目27番1号　0863－32－5528	事後	内容整理
令和6年12月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月20日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	後期高齢者医療システム、特定健診等データ管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	事後	
令和6年12月20日	Ⅰ　関連情報　3．個人番号の利用	番号法別表第一項番59	番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	
令和6年12月20日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法別表第二項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、42、58、62、80、82、83、87、93	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　117の項	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	被保険者証	資格確認書	事後	